

秋田市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準
(仮称) (案)

秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号。以下「公文書管理条例」という。）に基づく利用の請求に対する利用決定に係る審査基準は、次のとおりとする。なお、個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものとする。

1 審査の基本方針

公文書管理条例第15条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」（公文書管理条例第15条第2項）に当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする国際ガイドラインを踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。

また、審査においては、特定歴史公文書等に付された意見を参酌することとなる（公文書管理条例第15条第2項）。「参酌」とは、実施機関および地方独立行政法人（以下「実施機関等」という。）の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことであり、審査における最終的な判断は市長が行うものとする。

2 公文書管理条例第15条第1項第1号の利用制限情報該当性の判断基準

- (1) 公文書管理条例第15条第1項第1号ア（秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第7条第1号）

(1) 法令もしくは他の条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報

ア 「法令」とは、法律および政令、省令その他の命令である。

イ 「実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示」とは、国の機関等からの指示であって、法令に根拠があり、実施機関を法的に拘束するものをいう。

ウ 「指示」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へにおいて規定する指示、同法第245条の9に規定する処理基準その他これらに類するものをいう。

エ 「公にすることができないと認められる」とは、法令等の規定又は国の機関等の指示が公にすることを明らかに禁止している場合もとより、法令等又は国の機関等の指示の趣旨および目的から当然に公にすることができないと認められる場合等をいう。

(2) 公文書管理条例第15条第1項第1号イ（情報公開条例第7条第2号）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが予定されている情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成

11年法律第103号) 第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分

ア 個人に関する情報について(情報公開条例第7条第2号本文)

(ア) 「個人に関する情報」とは、思想、心身の状況、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。したがって、個人の人格や私生活の情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。個人には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

(イ) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、公文書管理条例第15条第1項第1号ウ(情報公開条例第7条第3号)に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義であることをいい、その情報の性質上、法人等の事業活動に関する情報と同様の取扱いとすることが適当であることから、公文書管理条例第15条第1項第1号ウで判断することとし、除くこととしたものである。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報、この規定により判断が行われることとなる。

(ウ) 「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)が挙げられる。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他

の記述等」に含まれる。

(エ) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別されるような可能性がある場合をいう。したがって、氏名等の特定の個人が直接識別できるような情報や他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報もこの規定に該当する情報である。

(オ) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、個人識別番号等のようにその情報自体からは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」には、公知（周知）の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容に応じて、個別に判断することが必要となる。

(カ) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人を識別できない情報又は特定の個人を識別させる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされている情報について
(情報公開条例第7条第2号ただし書ア)

(ア) 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開させることを定めている法令等の規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合は定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

(イ) 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にすることが予定されていることで

足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

(ウ) 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていることをいうが、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、利用決定等の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(エ) 「公にすることが予定されている情報」とは、公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第7条第2号ただし書イ）について

(ア) 人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、市の基本的な責務である。したがって、個人情報であっても、人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、当該情報を利用させる必要が認められるものについては、当該情報を利用させなければならない。

(イ) 本規定の該当性の判断に当たっては、利用させることの利益と利用されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該情報を利用させる必要性と正当性が認められることから、当該情報を利用させなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等の被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

エ 公務員等に関する情報の取扱い（情報公開条例第7条第2号ウ）について

(ア) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に関する情報は、これを利用させることにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべきものと考えられることから、これらの情報が記録されているときは、利用させることができるとする趣旨である。

(イ) 「公務員等」については、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者が当然含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

(ウ) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等が実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、当該公務員等の住所、生年月日、健康情報、休暇情報等のように職務遂行と直接関係のない情報については、対象としない。

オ 特定歴史公文書等に記録されている個人に関する情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限事由に該当しないと判断することとなるが、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については別添のとおりとする。

(3) 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（公文書管理条例第15条第1項第1号ウ（情報公開条例第7条第3号））についての判断基準

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつ

て、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（情報公開条例第7条第3号本文）について

(ア) 「法人」とは、営利法人、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する全ての団体をいう。

(イ) 「その他の団体」とは、PTA、自治会、商店会、消費者団体等であって、法人格はないが、団体の規約および代表者が定められているものをいう。

なお、国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人については、その活動が公的性格を有するなど、法人等の事業活動と目的を異にすることから、本規定の法人の範囲から除外するものである。

(ウ) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

(エ) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、公文書管理条例第15条第1項第1号イで判断するものとする。

イ 公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（情報公開条例第7条第3号本文）について

(ア) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利の一切をいう。

(イ) 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競

争関係における地位をいう。

(ウ) 「その他正当な利益」には、保有する生産技術、信用等の法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含むものをいう。

(エ) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は事業を営む個人と市との関係等を十分考慮して、適切に判断しなければならない。「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（情報公開条例第7条第3号ただし書）について

本規定ただし書は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の権利を保護することの必要性が上回る場合は、当該情報を利用させなければならないとする趣旨である。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

(4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報（公文書管理条例第15条第1項第1号ウ（情報公開条例第7条第6号ア又はオ））

(6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ～エ（略）

オ 市もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な

利益を阻害するおそれ

- ア 「市の機関又は国等が行う事務又は事業」とは、市の機関又は国等が直接行う事務又は事業、他の団体から委託、委任等を受けて行う事務又は事業等、市の機関又は国等が行う一切の事務又は事業をいい、人事、財産管理等内部管理に係る事務又は事業を含むものである。
- イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するか否かは、利用させることの利益と市の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保することによる利益との比較衡量により判断するが、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。
- ウ 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開条例第7条第6号ア）
- (ア) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。
- (イ) 「検査」とは、法令等の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (ウ) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (エ) 「試験」とは、人の知識、能力等又はものの性能等を試すことをいう。
- (オ) 「租税」には、国税、地方税がある。
- (カ) 「賦課」とは、国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。
- (キ) 「徴収」とは、公租公課を納税告知、督促、滞納処分等の手続によって納めさせることをいう。
- (ク) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは不当

な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ」とは、上記の事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公表すれば、適正かつ公平な評価や判断の前提となる事実の把握が困難になったり、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠ぺいするなどのおそれをいう。

事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他のものに法規制を免れる方法を示唆するようなものも該当する。

エ 「市もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（情報公開条例第7条第6号オ）

「市もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業」については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは利用制限する。

(5) 公共の安全・秩序維持に関する情報（公文書管理条例第15条第1項第1号エ（情報公開条例第7条第4号））についての判断基準

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

ア 「人の生命、身体又は財産の保護」は、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体又は財産を保護する趣旨である。

イ 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、市民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本規定に該当しない。

ウ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人および証拠を発見・収集・保全すること

をいう。

エ 「その他公共の安全と秩序の維持」とは、人の生命等の保護、犯罪の予防および捜査活動のほか、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持するために必要な警察活動等をいう。

オ 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、もしくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。

3 特定歴史公文書等の利用制限に関する判断基準（公文書管理条例第15条第1項第2号）

(2) 当該特定歴史公文書がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

市長が法人や個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、寄贈者又は寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

4 特定歴史公文書等の原本の利用制限に関する判断基準（公文書管理条例第15条第1項第3号）

(3) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損もしくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は市長において当該原本が現に使用されている場合

「特定歴史公文書等の原本」とは受入れから、保存に必要な措置、目録の作成および排架又は適当な措置を経て、当該特定歴史公文書等を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質および形態により原秩序を構成するものをいう。

利用請求に係る特定歴史公文書等について、公文書管理条例第15条第1項第3号により原本の利用を制限する場合に該当するかどうかの判断

は、以下の基準に従って行う。

- (1) 「原本の破損もしくはその汚損を生ずるおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史公文書等に記録されていた情報、材質および形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合であり、このときは原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用および時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間をおいて利用を実施するよう努めなければならない。

- (2) 「原本が既に使用されている場合」とは、利用請求に係る当該特定歴史公文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいい、その期間は原本の利用を制限することができる。

5 部分利用に関する判断基準（公文書管理条例第15条第3項）

3 市長は、第1項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アからエまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。

利用請求に係る特定歴史公文書等について、公文書管理条例第15条第3項により部分利用をさせる場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準に従って行う。

- (1) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 「容易に区分して除くことができるとき」については、当該特定歴史公文書等のどの部分に利用制限に係る情報が記録されているか

という記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分利用の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることをいい、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容が分からないように黒塗り等を行い、当該内容が分からないように公文書から物理的に除去することをいう。

録音テープ、録画テープ、磁気ディスクに記録された電磁的記録であって、用紙等に印字・印画することができず、かつ、再生機器の操作等によって利用制限に係る部分だけを除いて視聴・聴取することも技術的に困難であるもののように、一巻に利用制限に係る情報が含まれる場合は、一般的にはその巻全体を利用制限せざるを得ない。

なお、電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外との分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

イ 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物に黒塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史公文書等については、公文書管理条例第14条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。

このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史公文書等の劣化が進んでいる場合などは、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責

任が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等利用させても意味がないと認められる場合を意味する。

なお、「有意」性の判断に当たっては、利用請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、客観的に判断すべきものである。

6 本人情報等の取扱いについて（公文書管理条例第16条第1項および第2項）

第16条 市長は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、当該規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史公文書等につきこの規定に掲げる情報が記録されている部分についても利用させなければならない。

2 次に掲げる者は、この条例を定めるところにより、市長に対し、市長の保有する死者を本人とする個人情報で当該各号に定める情報が記録された特定歴史公文書等の利用請求をすることができる。

(1) 死者の相続人 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の当該死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報が記載された特定歴史公文書等

(2) 死者の死亡当時における配偶者、子および父母 慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報が記載された特定歴史公文書等

(3) 死亡当時未成年であった死者の親権者 当該死者に関する情報が記載された特定歴史公文書等

(4) 次に掲げる者 当該死者の診療録等である特定歴史公文書等

ア 死者の死亡当時における配偶者および子

イ アに掲げる者がいない場合にあっては、死者の血族である父母

ウ アおよびイに掲げる者がいない場合にあつては、死者の血族である孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) 市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める者 当該死者に関する情報が記載された特定歴史公文書等で市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める範囲のもの

(1) 個人情報又は利用制限情報に該当する（公文書管理条例第15条第1項第1号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、公文書管理条例第16条第1項の規定により取り扱うことになる。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人情報」でもある場合を含め、公文書管理条例第15条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合は、公文書管理条例第15条第1項の規定により判断することとなる。

(2) 市長の保有する死者を本人とする個人情報を公文書管理条例第16条第2項各号に掲げる者が利用請求した場合については、同条同項の規定に基づき、次のとおり取り扱うことになる。

ア 「死者の相続人 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の当該死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報が記載された特定歴史公文書等」（公文書管理条例第16条第2項第1号）

(ア) 「相続」によって死者の財産が相続人である利用請求者に承継された場合は、当該利用請求者は死者と同一の法的地位に立つものである。したがって、利用請求者に帰属することが証明された相続財産に関する情報は、被相続者である死者を本人とする個人情報であると同時に利用請求者自身の個人情報であるとも考えられるため、相続人に利用請求権を認めるものである。なお、この号の規定は、「相続」によって利用請求権が相続人に承継されたことを意味しない。

また、共同相続の場合など、利用請求権を有する者が複数存在する場合は、各人平等の取扱いをすることとし、利用請求権を当該相

続人個々に認めるものである。

(イ) 「不法行為による損害賠償請求権その他の死者からの相続を原因として取得した権利義務」について、利用請求者が相続したことが証明された場合は、相続による「財産」の場合と同様に取り扱うことから、利用請求権を認めるものである。

イ 「死者の死亡当時における配偶者、子および父母 慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報が記載された特定歴史公文書等」（公文書管理条例第16条第2項第2号）

(ア) 「配偶者」とは、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）第11条第3項第2号に規定する本人と法律上の婚姻関係にある配偶者のほか、いわゆる内縁関係にあるものをいう。この場合の内縁とは、婚姻の意思をもって夫婦共同生活を行い、社会的には夫婦と認められているにもかかわらず、法の定める婚姻の届出手续をしていないために、法的には正式な夫婦と認められない、事実上の夫婦関係をいう。

内縁関係にある者は、法律上の届出をしていないことから、利用請求の際に本人との関係を証明することが困難であることが予想される。そのため、公文書管理条例第16条第3項の規定に基づき必要な書類を提示し、又は提出した場合であっても、当該書類から客観的に上記要件を満たしていることが明らかでなければ、利用請求は却下することになる。

(イ) 「子」には、養子も含まれる。

(ウ) 死者の死亡当時における配偶者、子および父母が、生命侵害に対する近親者固有の慰謝料請求権等の死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報は、公文書管理条例第16条第2項第1号と同様に利用請求者自身の個人情報でもありと考えられることから、利用請求権を認めることとするものである。

ウ 「死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報が記載された特定歴史公文書等」 (公文書管理条例第16条第2項第3号)

親権者であった者は、子供が生存していれば法定代理人として利用請求ができるものである。また、親権者であった者が未成年で死亡した子供の情報の利用請求をすることは、社会通念上、利用請求者自身の個人情報とみなし得ると考えられることから、利用請求権を認めることとするものである。

なお、未成年者が婚姻をしたときは、民法(明治29年法律第89号)第753条の規定により成年に達したものとみなされるので、死亡した子供が婚姻をしていた場合は、親権者であった者はその子供の情報を本号の規定によって利用請求することはできないものである。

エ 「次に掲げる者 当該死者の診療録等である特定歴史公文書等

ア 死者の死亡当時における配偶者および子

イ アに掲げる者がいない場合にあつては、死者の血族である父母

ウ アおよびイに掲げる者がいない場合にあつては、死者の血族である孫、祖父母および兄弟姉妹」 (公文書管理条例第16号第2項第4号)

(ア) 「配偶者」とは、公文書管理条例第16条第1項第2号に規定する配偶者と同義である。

(イ) 「子」とは、公文書管理条例第16条第1項第2号に規定する子と同義である。

(ウ) 「アに掲げる者がいない場合」とは、死者の死亡当時における配偶者および子がいない場合をいう。

(エ) 「血族」とは、自然血族(同じ祖先を持つ血縁関係にある者)および法定血族(法律上自然血族と同視される者)をいう。

(オ) 「アおよびイに掲げる者がいない場合」とは、死者の死亡当時における配偶者、子、死者の血族である父母がいない場合をいう。

オ 「市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認めた者 当該死

者に関する情報が記載された特定歴史公文書等で市長が公文書管理委員会の意見を聴いた上で認める範囲のもの」（公文書管理条例第16条第2項第5号）

本規定は、第1号から第4号に掲げる場合のほか、社会通念上、利用請求者自身の保有個人情報とみなし得るほど利用請求者と密接な関係がある情報で、未成年である自分の子供に関する情報以外の情報（特に配偶者のように死者に極めて近い者からの請求の場合）については、個別の事情によりこれらの遺族等に請求権を認めることが適当である場合も考えられることから、公文書管理委員会の意見を聴いて個別の事情を判断し、利用請求権を認める場合もあるとしたものである。

(別添)

30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の 類型の例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 学業成績又は処分
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)(被害者の情報を含む。)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える 適切な年	ア 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)(被害者の情報を含む。) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
(備考)		

- 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。
- 2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の種類を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれかに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 3 「刑法上の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は、110年を目安とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況および疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目安とする。